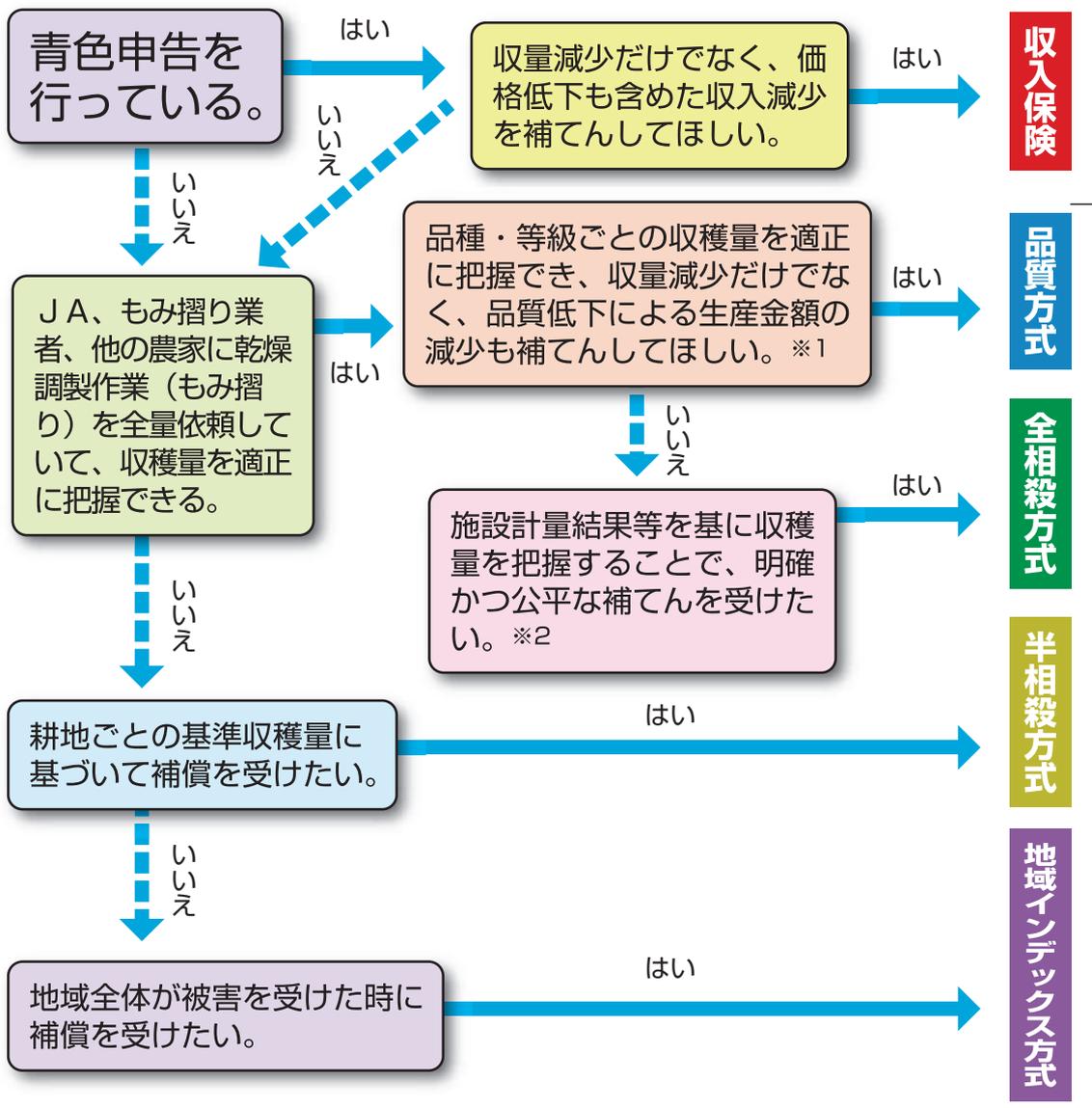


水稲共済のご案内

あなたにピッタリの引受方式はどれですか？



一筆ごとの被害も対応できます！

※共済金は農家単位で計算されますが、全損となった場合は「**二筆全損特例**」により一筆ごとにお支払いができます。このほか、半損以上となった場合に「**二筆半損特例**」を加入時に追加できます。

※1 品質方式は、青色申告書類にて適正に品種・等級ごとの収穫量を把握できる場合にもご加入いただけます。
 ※2 全相殺方式は、青色申告書類または白色申告書類にて適正に収穫量等を把握できる場合にもご加入いただけます。

青色申告を行っている方は収入保険をおすすめします！

水稲だけでなくすべての農作物を対象に、自然災害、価格低下のほか農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。掛金のお見積りや加入のご相談はお近くの支所・事業所までお気軽にお問い合わせください。

補償対象要因は？



品質方式では、上記の被害に加えて品質の低下による生産金額の減少が対象となります。肥培管理不良による減収は損害の対象から除外されます（分割評価）。薬害などの人為的な減収も支払の対象となりません。

高知県の過去の共済金支払額

令和4年	2,429万円	主な被害	台風、病害
令和5年	2,033万円	主な被害	線状降水帯、病害
令和6年	3,548万円	主な被害	獣害、病害、干害

近年、線状降水帯などの予期せぬ自然災害や夏場の高温・少雨による被害が多発しています。



共済責任期間は？

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまでです。

収穫とは適期に刈り取り、耕地から搬出するまでの行程ですので、圃場から搬出したものは補償の対象外です。耕地での稲架（はさ）掛けによる通常の乾燥期間は補償期間となります。

引受方式は？

引受方式	補償割合	補償内容	掛金目安(10a当たり)
半相殺方式	8割 7割 6割	農業者ごとに収穫量が補償割合を下回った場合に共済金を支払います。	337円 (掛金：187円 賦課金：150円)
地域インデックス方式		市町村単位の統計単収による収穫量が補償割合を下回った場合に共済金を支払います。 (農業者ごとに補償対象となる事故が発生した場合のみ)	199円 (掛金：69円 賦課金：130円)
全相殺方式	9割 8割 7割	過去5年間の施設計量結果等をもとに基準収穫量を農家ごとに設定し、収穫量が補償割合を下回った場合に共済金を支払います。	516円 (掛金：386円 賦課金：130円)
品質方式		過去5年間の検査数量等を基に生産金額を農家ごとに設定し、収穫量が減少し、かつ、生産金額が補償割合を下回った場合に共済金を支払います。	品質方式は各出荷者の出荷品質、数量の比率によって変わってきますので別途ご相談ください。

※掛金目安は、1kg当たり共済金額195円、10a当たり基準収穫量500kg、作付面積10a、

最高補償割合、一筆半損特例付加の場合の金額です。各数値はR7年産の数値を基にしています。

※地域インデックス方式の共済掛金率は、市町村ごとに異なります。

付加できる特例は？

一筆半損特例

耕地ごとに5割以上の減収が見込まれる場合、2割の補償を受けることができます（最高補償割合に加入の場合）。わずかな掛金で、加入申込時に付加することができる特約です。

加入資格者は？

全方式

水稻（飼料用専用品種を含む）を10a以上耕作されている方。



全相殺方式

乾燥調製を全量委託しており、乾燥調製施設の発行する資料等で収穫量の把握が可能な方、または青色申告もしくは白色申告で収穫量が把握できる方。

品質方式

最近5か年、JA等に概ね全量を出荷しており品種別の出荷量・等級が把握できる方、または青色申告書類およびその関連書類で収穫量・等級が把握できる方。

損害評価や支払の方法は？

収穫前の現地調査が必要です。収穫後に減収があったことが判明しても、被害申告がなかった場合には共済金のお支払いができませんので、被害申告をされる場合は必ず収穫前にお知らせください。

	半相殺方式	地域インデックス方式	全相殺方式	品質方式
被害申告方法	損害評価野帳の提出			
調査の時期	収穫期			
調査を行う耕地	被害耕地数により調査耕地を抽出	被害耕地のうち1筆のみ	被害耕地と無被害耕地（無被害耕地のうち一定数を抽出）	
損害評価の方法	目視で合議 抜取調査単収を求める	目視 共済事故が発生しているか		
	肥培管理等が適正に行われているか→分割割合をかける対象か			
損害査定	農家ごと被害耕地ごとの抜取調査単収に平均単収差を反映させた単収	当年産の市町村別統計単収	農家ごとの収穫量 ・乾燥調製施設による計量結果 ・青色申告書類 ・白色申告書類	農家ごとの品種ごと等級ごとの収穫量 ・売渡受託者等の帳簿等 ・青色申告書類
共済金の支払時期	12月中旬ごろ	<ul style="list-style-type: none"> 12月中旬ごろ 全・半損のみ仮渡し 翌1月中旬ごろ 統計単収の公表後 	<ul style="list-style-type: none"> 12月中旬ごろ 全・半損のみ仮渡し 翌1月下旬ごろ 計量結果の受領後 翌4月下旬ごろ 税申告後 	品種ごと等級ごとの収穫量判明後

農作物共済のご加入にあたって

農作物共済に加入していただく皆様にあらかじめご承知おきいただきたい「金融サービスの提供に関する重要事項」、ならびに「個人情報保護法に関する法律」における個人情報の取り扱いにつきまして、は次のとおりですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

●加入者の皆様へ

農業共済制度は農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
2. 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
3. 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込がなかった場合。
4. 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
5. 組合の財政状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

●個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行うために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

高知県農業共済組合

支所・事業所	郵便番号	所在地	電話番号
東 部 支 所	781-5213	香南市野市町東野364-2	0887-52-9500
中 部 支 所	781-2120	吾川郡いの町枝川2410-22	088-856-7111
西 部 支 所	786-0004	高岡郡四万十町茂串町381-1	0880-22-4333
幡 多 事 業 所	787-0019	四万十市具同3223	0880-37-5537
本 所	781-2120	吾川郡いの町枝川2410-22	088-856-6550